令和4年度 宮崎地方最低賃金審議会 第1回 地賃専門部会 議事要旨

1 日 時 令和4年8月2日(火) 15:00~16:00

2 場 所 宮崎合同庁舎 2階 大会議室

3 出席者 公益委員 3名

労働者側委員 3名

使用者側委員 3名

4 議 題

- (1) 部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 生活保護費と最低賃金との比較結果について
- (3) 今後の審議の進め方について
- (4) 令和4年度宮崎県最低賃金額改定に関する労・使の基本的考え方について
- (5) 金額提示
- (6) 令和4年度最低賃金に関する基礎調査結果
- (7) 今後の審議スケジュールについて

5 議事要旨

- (1) 労使の推薦により、公益委員から部会長及び部会長代理を選任した。
- (2) 事務局より「最低賃金と生活保護費との比較結果」について説明を行い、令和2年度における宮崎県最低賃金は宮崎県の生活保護費を上回っていることを確認した。
- (3) 「今後の審議の進め方」について、労使双方の意見により参考人の意見聴取はないことを確認した。なお、意見聴取に関する公示により意見が提出された宮崎ふれあいユニオン及び宮崎県労働組合総連合から意見聴取することとされた。

- (4) 労働者側委員、使用者側委員より最賃改定に係る基本的考え方について意見交換が行われた。
- (5) 労側より、34円引上げの855円の提示があった。

宮崎県の高卒初任給を時間額換算すると 170 円の差があり5年間で格差是正したいこと。直近2年はコロナ禍の影響を踏まえた審議となったが、現在は社会活動の正常化も進み、経済も回復基調であること。今後は、経済・社会の活力源となる「人への投資」が必要であること。また、労働者の県外流出を食い止めるためには地域間格差への配慮の観点から「額差」を縮小させていく必要があることから、34 円引き上げの855 円の提示であった。

使側からは、16円引き上げの837円の提示があった。

中小企業を取り巻く経営環境は、コロナ禍の影響による景気の低迷に加え、ロシアのウクライナ侵攻に対する金融制裁やエネルギー問題等の影響を受け、先行きへの不安、懸念が高まり予断を許さないこと。最賃制度はセーフティネットであり、賃金引き上げや消費拡大といった政策を目的としたものではないこと。最低賃金の決定にあたっては、最賃法9条の3要素を考慮して決定されるべきであり、3要素を総合的に表している「賃金改定状況実態調査の第4表」を重視し、中小企業における事業継続、雇用維持が最大の課題という令和4年度については、3要素のうち「通常の事業の賃金支払い能力」を最も重視すべきであることから、16円引き上げの837円の提示であった。

- (6) 事務局より「令和4年度最低賃金に関する基礎調査結果」について報告された。
- (7) 今後のスケジュールについて以下のとおり確定した。
 - ・8/8 (月) 10:00~ 第2回専門部会
 - ・8/10(水)13:45~ 第3回専門部会、専門部会終了後本審を行う
 - ・8/10で決まらなかった場合の予備日について、事務局において日程を調整する。
 - ・8/26(金)10:00~ 第4回審議会